		1	果記	義書	(契約	締結	・変更)				
件 名 (契約予定業務								響評価制度	度最適化	調査業務	ţ j	
起案年月日: 2024年 3月		営業	情報 2023	No : 0910 −Е	3	付年月	月日:		受付	番号:		\neg
希望回答日		•					案者 ・氏名)	企画	開発部	山本	浩一	(1)
添付書類	× 契約 × 特記 企画		(案) 計(事	前に提出				ザルで特	定された	場合))	
代表					環境計画	部門		Т		企画閱	企画開	Т
取締役 専務取社長	双締役	経理担	当者	取締役	主幹音	『署長	関連 部署長	業務 監理者 ^{辻阪 様}	管理 技術者	ALCOHOL: A STATE OF THE PARTY O	発部長 ・所長	営業 担当
決裁・ 修正	決裁・	保留	Ř	否決	· そ	の他	年月E	1:	<u> </u>	•	<u> </u>	
						回諱	怠		意見	等		
ろ で 業 発 元 の の で 業 発 元 の の で 業 発 元 の の の で 業 の の の の の の の の の の の の の の の	の とおり 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	0 2024 - 1 4年 関 課 6 4年 リークリークリークリークリークリークリークリークリークリークリークリークリークリ	6日 署 境 第 9日 2025年 用果行、	- 部 担	制度 る 日 認をあな 最 特			47 II	π <i>⊹n</i> ≑□ ¬	· Irin		
た検討会の開作				, — ,				栓基	里部記入	11則		\dashv

(様式4) [社外秘]

受注予定業務調書

作成者	本社	/	山本	
<i>作</i> 战口	2024	1/02	2/20	

受注予定業務No. 2024 - 004 - Y

部長会提出日
20部/長会6
('24.02.26)
承認済

	□		2 4 14 21 25 61						A	承認済
0	新規 ● 継続	❷ 執行役員	員会検討案件_							
業務名	【2024年度	業務】令和6年	连環境影響	評価制度最適	 歯化	調査業務	ζ,	(業	務分類) 政策立案	行政計画
発	発注方式	公募型	総合評価	落札方式		(履行場名)	全国			
注	環境省		1	(発注者コ	ı–ド)	(担当者名))	(元発)	主)	
者	大臣官房環境影	響評価課		10	016	福田				
業務概要	■ 本業務は、「報告書」制度の運用状況の確認、環境影響評価の具体的な迅速化の成果の検証等を行うため、必要な情報収集・分析等を行うものである。また、令和3年6月の「規制改革実施計画」において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価に係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとの方針を踏まえ、今年度は、過年度業務の成果を元に、より詳細な制度設計、制度見直しの有効性の検証、制度化に向けた検討会の開催等を行うものである。 【業務内容】 (1) 環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査 (2) 陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の実現に向けた設計及び検証 (3) 環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理 (4) 有識者等へのヒアリング (5) 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討及び、パブリックコメントの実施支援 (6) その他(複業・灯会社、業務報告書の作成)							Z地に応じ地 対・結論を		
		00 000 < 11						_		
	予定価格 _	22,000千円	O 公表価格 C	▶予算書 ○ 公表	歩掛	〇標準步				
	最低制限価格		-円 調査	E基準価格		千			当基準 〇 価	
	〇有 〇無	- '		有 〇無			_ 0	独自基	甚準 ○ そ	の他国基準
	管理技術者/技	術士 〇要 〇不	要 〇 その他	()	#11	<u>(a)</u> 2024	4/04/01(月)
	照查技術者/技	(術士 〇 要 〇 不	要 〇 その他	()	79 7	至) 2025	5/03/31(月)
	受注予定日/応	ぶ札・見積〆切日	2024/2/29	9 10:30	/ 厚	昇札日 20	24/2/29	10:3	30 ○ 電子	〇紙 〇併用
(1 (2	回目)	応札率 原価率 千円 100 % 68 千円 %		7,807 千円 5,582 千円 千円) 13,389 千円	外注 子定	人的部分	7		School and Herman	de CII de Sic
	J V応札額·契		JV代表者•橇		╁늗	<u> </u>	3 44	<i>-</i>	沖縄文化環境	見研允別
_) 代表者 〇 構成員) 代表者:		\parallel	N 1.4 L= 0		実施体		
		応札率 配分率	图			主幹部署	5	境計	画部門	
	回目)		· /// 構成員:				関	連部署	当	
			%		11] 環境調査部			务所 □ 生態で	
(3[回目)	千円 %	%		11	】環境計画部 】都市・文化部			务所 □ 世界) 务所 □ 緑地·	
補足は] 沖縄文化環		九州事務	務所 □動植物 □ 環境 □ 緑地 □ デザイ	物園設計・研究C アセスメント研究C 認証研究C
情 報						業務監	理者		辻阪 ।	吟子
報 等					受	注事務所/	営業担当者		本社 /	山本
	⇔ 茶棒和相 Ⅲ ≯	<u> </u>	営業資料			役割	管理技術者等 ※契約上提出す 書面と同一の方	手 ! る *	照査技術者 《契約上求められ ている場合	担当責任者 ※社内での役割
営	営業情報提供者 事前情報	- A.V.	作成協力者 会提出		\prod_{i}	ヒカシニュー				
業対	企画•見積	企画 □ 見積		-円 提出		指名された者				
対点	先行着手指示	□ 有 指示者		旨示日]L	日付				
応	先行着手理由				PJ	NO. / 略称		/		
_										

契約書

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 熊倉 基之(以下「甲」という。)は、株式会社プレック研究所 代表取締役社長 杉尾 大地(以下「乙」という。)と「令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務」(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

案件名称	令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務 [総合評価落札方式]				
案件内容・仕様	仕様書及び提案書のとおり				
契約金額 (税込み)	金 24,200,000 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 2,200,000 円)				
納入期限	令和07年03月31日				
契約期間	令和06年04月01日 ~ 令和07年03月31日				
納入場所・履行場所	環境省				
契約保証金	免除				
備考					

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和06年04月01日

甲 支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 熊倉 基之

乙 〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目7番地6 株式会社プレック研究所 代表取締役社長 杉尾 大地

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金24,200,000円 (うち消費税及び地方消費税の額2,200,000円)とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和7年3月31日納入場所 環 境 省

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に 通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額(この契約の締結後、契約金額の 変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支

払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、 甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を 解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告する ことなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の 契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を 解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告する ことなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- ー 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の 100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反

する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規 定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した 日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に 支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これによりこに生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(扣保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に 利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により 当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ

- 、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。)及び特定個人情報(マイナンバー (個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以下、「個人情報」という。)については 、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする(以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。)。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約 書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 一 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。)に 提供し、又はその内容を知らせること。
- 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再受任者等による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人
- (個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続きにおける特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議 して解決するものとする。

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に係る仕様書

1. 件名

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務

2. 業務の目的

本業務は、平成 23 年の環境影響評価法改正により創設された「報告書」制度の運用状況の確認、平成 28 年6月の「規制改革実施計画」に位置付けられた環境影響評価の具体的な迅速化の成果の検証等を行うため、必要な情報収集・分析等を行うものである。

また、令和3年6月の「規制改革実施計画」において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価に係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされたところ、本業務では、過年度業務の成果を元に、より詳細な制度設計、制度見直しの有効性の検証、制度化に向けた検討会の開催等を行うものである。

3.業務の内容

請負者は、下記3.1~3.3の業務を行うものとする。本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

3.1 環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査

環境影響評価法の対象事業について、事業計画の進捗状況、環境大臣及び地方公共団体の首長から提出された意見の環境影響評価図書及び事業計画への反映状況、「報告書」における事後調査の手法及び結果の詳細等について、環境省が運営する「環境影響評価情報支援ネットワーク」を通じて情報を収集し、環境省担当官と協議の上、対象事業ごとに整理すること。収集・整理した情報は2週間に1回程度の頻度で環境省担当官に提出すること。

また、環境省担当官と協議の上、重点的なフォローアップ調査を行う事業を5件程度選定し、事業者へのヒアリング(1件当たり1回1時間程度を想定)を行うこと。ヒアリングはweb会議で行うことを基本とし、収集・整理した資料を元にその詳細等を聴取し、環境省担当官にその結果資料を提出すること。

3. 2 陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の実現に向けた設計及び検証令和5年3月に取りまとめられた「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」で提言されている、陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の実現に向け、令和5年度環境影響評価制度最適化調査業務において継続的に検討を実施した。本業務では、契約締結後に環境省担当官から提供する過年度の成果及び3.5(2)の検討会報告書を元に、制度の詳細設計、制度見直しの有効性の検証を行うこと。

具体的には、環境影響の程度に応じた各環境影響評価手続(以下「各手続」という。)への振り分けの指標及び指標ごとの判定基準、事業影響予測書の作成手続や立地の再検討手続、準備書以降の手続について詳細設計を行うこと。そして、①設計した指標・基準を踏まえた国内の導入ポテンシャル、②既存の準備書及び評価書(各 100 事業程度)の分析による各手続へ振り分けられる想定割合、③各手続に要する想定期間、④制度運用に係る行政コストを推計し、新制度の有効性(計画の適地誘導、導入促進等の政策目的の実現に資するものとなっているか等。)の検証を行うこと。

なお、業務の実施に当たっては、環境省担当官と密接に連携することとする。

3. 3 環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理

環境影響評価制度を最適化するために解決が必要な直近及び中長期の制度・運用面における課題について、契約締結後に環境省担当官から提供する過年度の検討内容、及び3.5に示す検討会の進捗状況を考慮しつつ、文献調査により情報を収集・整理し、資料にまとめること。

調査内容及び調査範囲、情報の収集・整理の手法は、環境省担当官と協議の上で決定することとする。まとめた資料は、環境省担当官が設定する期日までに提出すること。

3.4 有識者等へのヒアリング

- 3.2及び3.3の業務を進めるにあたり、学識経験者、自治体、関係業界団体等へヒアリングを実施すること。ヒアリング対象者(大学教授級、全国在住)の人選は、環境省担当官及び請負者において案を出すこととし、環境省が決定する。ヒアリングは計 40回程度、各1時間程度、原則対面で実施することを想定し、実施場所はヒアリング対象者と協議の上で決定する。ヒアリング対象者には、辞退した場合を除き1人1時間当たり7,900円の謝金を支給すること。結果資料は実施日から5営業日以内に提出すること。
- 3.5 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討及びパブリックコメントの実施支援

請負者は下記(1) \sim (3)の業務を行うこと。なお、(2)は(1)の終了後、(3)は(2)の終了後に実施することに留意すること。

(1)検討会の開催・運営

3. 1~3. 4の業務を通じて整理した、環境影響評価制度を最適化するために解決が必要な直近及び中長期の制度・運用面における課題の対応に当たり、専門的な見地から助言を得るため、学識経験者等の委員(9名程度)で構成する検討会(3回程度、各回3時間程度を想定。)を開催する。公開(ライブ配信を含む。)・非公開の別については環境省担当官の指示に従うこと。なお、作業手順として下記ア~カを示すが、検討会運営に必要なその他一切の事務及び経費の支払いを請負者において実施するものとする。

ア スケジュール案の作成

契約締結後、請負者の提案する「作業進行予定表」を踏まえた上で、 速やかに環境省担当官との具体的な日程調整を行い、 年間の開催スケジュール案、及び各回における検討会開催までの詳細なスケジュール案(委員との調整開始時期、会議資料の作成時期等。)を作成し、環境省担当官の了承を得ること。

イ 委員の委嘱手続等

委員は環境省が指定する。請負者は委員(大学教授級、6~3級、全国在住2名程度、 県内在住7名程度を想定。)の委嘱手続を行うこと。また、辞退した場合を除き国家公 務員等の旅費に関する法律に準じた旅費及び1名1回当たり 17,700 円の謝金を支給す ること。

ウ 会場の確保・設営

委員と日程調整を行った上で、東京都千代田区霞が関近郊で交通利便性の高い場所に 所在する50名が会議形式で使用可能な会場(借用時間は各回半日を想定。参加人数は定 員の半数以下とすることを想定。)を確保すること。各回マイク(出席委員1名につき 1本及び環境省担当官用に1本。)、プロジェクター、スクリーン、及びその他ライブ 配信に必要な機器類を手配した上、環境省担当官の指示により会場の設営を行うこと。 なお、開催に際して出席委員へ飲み物を提供すること。

エ 会議資料の作成

環境省担当官と協議の上、3.1~3.4検討状況踏まえて会議資料の作成(各回 A4 判、50 頁程度、カラー複写、30 部程度を想定。)を行うこと。

オ ライブ配信、撮影

ライブ配信のホスト役を担うこと。

請負者において委員の承諾を得た上で、検討会の様子をWebEx等のオンライン会議システムによる録画又はビデオカメラで撮影を行うこと。録画・撮影した動画の提供希望が委員からあった場合には手配をすること。

カ 議事録の作成

議事録を作成し、会議の各開催日から5営業日以内に環境省担当官に提出すること。

(2) 検討会報告書の取りまとめ

3.5 (1) の結果を「検討会報告書」として取りまとめること。検討会報告書は関係者へ配付することを想定し、100 部作成するものとする(A4 判、100 頁程度、軽印刷)。また、検討会報告書の要点を対外的に発信するための資料(PowerPoint、10 頁程度)の作成を行うこと。作成に当たり、収集した情報が不足する場合は追加的に文献調査等を行うこと。

(3) パブリックコメントの実施支援

検討会報告書及びそれを踏まえた制度見直しに対応するパブリックコメント手続において、意見の集約、対応案の整理等の支援を行うこと。

3.6 その他

(1) 協議・打合せ

本業務の実施に当たっては、月2回程度、環境省担当官と原則オンラインで協議・打合せを行うこと(着手時1回、成果物納品前1回については、対面を想定する。)。なお、対面で実施した方が業務の遂行に資すると請負者又は環境省担当官が判断した場合は対面で実施することも可能とする。

(2)業務報告書の作成

3. $1 \sim 3$. 6 (1) の内容を取りまとめ、業務報告書を作成する(A4 判、300 頁程度、印刷不要)。

4. 業務履行期限

令和7年3月31日(月)

5. 成果物

紙 媒 体:検討会報告書(A4判、100頁程度、軽印刷) 100部

電子媒体:①3.5 (1) オの動画、検討会報告書、業務報告書等の電子データを収納 した DVD-R 8部

②その他の業務資料の電子データを収納した DVD-R 2部

※3.5(1)カの議事録は、検討会が公開で行われた場合には①へ、非公開で行われた場合には②へ格納すること。

報告書等の仕様及び記載事項並びに電子データの仕様については、別添によること。

提出場所:環境省大臣官房環境影響評価課

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。) は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくよう に留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4)請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5)請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

(https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf)

8. その他

- (1) 本仕様書に記載の業務の実施内容(人数・回数の増減を含む。)に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (2)会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html)

(3)入札参加希望者は、本業務を行うに当たり「令和3年度環境影響評価制度最適化調査業務」「令和4年度環境影響評価制度最適化調査業務」に係る資料を、所定の手続を経て環境省内で閲覧することができる。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先:環境省大臣官房環境影響評価課(TEL:03-5521-8236)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮 チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html) を参考に 適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows 10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - 計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン14)」以降で作成したもの)
 - ・プレゼンテーション資料; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・画像;BMP形式又はJPEG形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4)以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務の件名、作成部署名(環境省大臣官房環境影響評価課)、請負者の名称、作成年月(令和7年3月)及び総ページ数を、収納ケース及び DVD-R に必ず付記すること。 DVD-R については、ラベルの貼付によることなく直接記入すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に関する提案書

令和6年2月20日

提案書作成責任者 株式会社プレック研究所

取締役

葭葉(旧姓:辻阪) 吟子

電 話:03-5226-1102 FAX:03-5226-1113

メール: kikaku-k@prec. co. jp

はじめに -

本書は、令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

目次
1. 業務の基本方針
2. 業務の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 1 仕様書3.1 環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査の
業務内容 2
2. 2 仕様書3.2 陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の
実現に向けた設計及び検証の業務内容3
2. 3 仕様書3.3 環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理の
業務内容 4
2. 4 仕様書3.4 有識者等へのヒアリングの業務内容
3. 業務の実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4. 業務の実施体制7
4. 1 執行体制、役割分担等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4. 2 従事者の実績、能力、資格等・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. 組織の実績
6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況
7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 14
8. 企業等の賃上げの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
8. 1 事業年度(又は暦年)における賃上げの実施

1. 業務の基本方針

(1)業務の背景と目的の認識

- ・環境影響評価法は、施行からおよそ 10 年を目途に改正が検討されており、平成 23 年 4 月の法改正の本格施行(平成 25 年)から 10 年が経過、制度の運用確認や制度改正検討の時期にあたります。平成 23 年の改正では、計画段階配慮手続や報告書手続き(環境保全措置の公表)の新設、電子縦覧の義務化に加え、風力発電事業の対象事業への追加等が主なポイントでした。その後、法改正公布直前に発生した東日本大震災後の電力ひつ追への対応と再生可能エネルギー推進の観点から、平成 24 年には風力発電、地熱発電等のアセス手続き迅速化の措置が展開されました。さらに、令和元年 7 月には太陽電池発電所を法対象とする政令改正が行われ、令和 2 年 4 月より施行されています。
- ・風力発電所の環境影響評価をめぐる最近の動きとしては、令和2年10月の菅内閣総理大臣の「2050年カーボンニュートラル」宣言により再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入が求められたことから、経済産業省及び環境省は、「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置、令和3年3月、環境影響評価法の対象となる風力発電所の適正な規模要件等を示す報告書を公表しました。同報告書を受けて、令和3年10月には風力発電所の法対象規模要件を引き上げる政令改正が行われました。また、令和3年6月の「規制改革実施計画」において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な風力アセスの制度について迅速に検討・結論を得ることとされたことから、令和3年度より検討が開始されました。
- ・一方で、再生可能エネルギーの大量導入は様々な環境問題や地域との軋轢を生じています。これは、 風力発電による環境影響が必ずしも事業規模によるのではなく立地条件に依拠するものが多々存在する ことや、環境配慮や地域とのコミュニケーションを適切に実施しない事業者が存在することによると考 えられます。また、気候変動問題と同様に生物多様性保全も地球規模での喫緊の課題であるということ を踏まえた検討が求められています。このような背景の下、「令和4年度再生可能エネルギーの適正な 導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」において、風力発電の特殊性や現行制度の課題を 踏まえ、地域と共生する風力発電の導入を最大限加速化するための新たな制度的対応の方向性について、 一定の結論が得られたところです。
- ・本業務は、以上のような状況を受けて、関連する各種制度の状況や社会情勢の変化等をふまえつつ、 次の法改正に向けて報告書制度の運用確認等を行うとともに、陸上風力発電に係る新たな制度的対応に ついて、令和4年度末に得られた結論と令和5年度の検討状況を踏まえて、より詳細な制度設計と新た な制度の有効性の検証、制度化に向けた検討会の開催やパブコメ支援を行うものと認識します。

(2)業務の基本方針

① 陸上風力発電の最大限の導入と適正な環境共生・地域共生との両立の実現に向けた調査、分析、検討

・陸上風力発電に係る新たな制度的対応についての詳細な制度設計証等の業務において、地域共生型の 風力を支援するとともに、重大な影響が懸念されるものや迷惑施設と捉えられる風力発電には厳しく対 応していく制度となるよう配意することはもちろんですが、フォローアップ業務や環境影響評価の制 度・運用面の課題に係る情報収集・整理においても、法アセス対象事業うち圧倒的多数を占める陸上風 力の実態を踏まえ、陸上風力発電の最大限の導入と適正な環境共生・地域共生との両立の実現に資する 調査、分析、検討となるよう努めます。

② 環境影響評価制度だけでなく他の関連制度の動向を踏まえた調査、分析、検討

・再生可能エネルギー導入における適切な環境配慮・地域共生の実現は、環境影響評価法のみで達成するものではなく、地方公共団体のアセス条例や個別の規制法や、関連の各種制度と一体となって実現していくものです。温対法の促進区域制度の動向や生物多様性保全に係る国・自治体の取組動向等もふまえつつ、全体として最適なシステムとなるような制度枠組みを検討します。

③ 効果的な業務実施体制の構築

・貴課発注の環境影響評価制度の検討業務に係る継続性を重視し、平成31年度~令和5年度の関連調査を実施してきた制度に詳しい者を管理技術者として配置するとともに、担当者については、検討会開催やパブリックコメント等を考慮し、過年度担当者に新たな担当者も加えた体制で取り組みます。

2. 業務の実施方法

2.1 仕様書3.1 環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査の業務内容

(1) 本提案のポイント

- ◆本業務では、法アセス対象 13 事業について、配慮書、評価書(発電事業は準備書)、補正評価書(発電所は評価書)の各段階の手続きが終了した案件を対象として、次の段階のアセス図書の公表情報を収集・更新し、環境大臣意見及び首長意見の図書及び事業計画への反映状況を確認します。
- ◆報告書制度の導入により、環境影響や環境保全措置の効果の実態把握が どの様に進展したかを確認できるよう、報告書の記載内容について詳細 な分析を行うとともに、法改正に向けた課題の整理を行います。

(2)情報収集・整理の方針及び留意事項

1) 事業計画の進捗状況に関する情報収集

- ・法アセス対象 13 事業について、次段階のアセス図書の公表情報を環境影響 評価情報支援ネットワークにより定期的(週1回を基本)に更新します。
- ・更新情報が得られた事業については、2週間に1回環境省へ報告します。

2) 環境大臣意見及び首長意見の反映状況に関する情報収集・整理

- ・以下の図書における大臣意見等の反映状況を、提供された図書等により 確認します。*※配慮書への意見については必要に応じ整理します*。
 - ◆評価書(発電事業は準備書)に対する環境大臣意見及び首長意見
 - → 補正評価書(発電事業は評価書)において対応状況を確認
 - → 報告書において事業実施及び事後調査を通じた対応状況を確認
- ・個別の意見への対応が次段階のアセス図書のどこに反映されたかがわか るよう、記載箇所のページ、記載内容の概要がわかる対照表としてとりまとめます。

では書 一方法書 調査・予測・評価の実施 評価書 (発電事業は準備書) 神正評価書 (発電事業は評価書) 事業の実施 対応状況 の確認 報告書

フォローアップの実施段階

3) 報告書における事後調査の手法及び結果の詳細等に関する情報収集

・1) で報告書の公表情報が得られた案件を対象に、以下について事業ごとに一覧表として整理します。 <u>事後調査の項目</u>: 工事中・供用時別に、対象事業の種類ごとに調査内容について一覧表整理 <u>事後調査の手法</u>: 調査地点、調査期日、調査方法、事後調査の時点で実施された「事前の環境保全措置」

事後調査の結果:調査結果、結果の分析(評価書における予測結果との比較、影響の実態等)、追加調査の検討・実施状況、追加的環境保全措置の検討・実施状況、追加調査等検討の過程における専門家等へのヒアリングの実施状況等についてとりまとめ

その他:「環境監視」の結果の記載の有無とその記載内容

・風力発電については詳細な分析を行い、その結果を仕様項目3.2 陸上風力発電に係る新たな環境 アセスメント制度検討に生かします。その他事業については、法改正に向けた課題を整理します。

4) 情報収集・整理等の留意事項

- ・重要な情報が得られた場合には、定期報告まで待つことなく可及的速やかに報告します。
- ・環境大臣意見等への対応状況は、事業者の対応状況のまとめを引き写すのではなく、実際の事業計画 での反映がなされているか、調査や予測は適切か等について、図書の内容にあたって確認します。

(3) 重点的なフォローアップ調査(ヒアリング)対象事業の選定方針

- ・(2)で収集・整理した結果に基づき、以下の方針で重点的なフォローアップ候補を選定します。
 - ✓ 厳しい大臣意見(区域除外、配置取りやめ・離隔等)を付した案件。特に評価書や事後調査報告書等において対応状況が確認できないものは必須
 - ✓ その他環境大臣意見・首長意見への対応状況が確認できないか対応が不十分なもの
 - ✓ 長期間手続きが動いていないもの
- ・また、環境影響の回避・低減の観点から適切な対応がとられているなど、他の事業者にも参考となる 優良事例についても、1案件程度をヒアリング対象に含めることを検討します。

2.2 仕様書3.2 陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の実現に向けた設計及び検証の業務内容

(1) 本提案のポイント

- ◆制度の詳細設計にあたっては、陸上風力発電の適地誘導と導入促進といった新制度導入の政策目標の実現に資するよう、令和 5 年度の検討結果を踏まえつつ、2. 1のフォローアップ調査の結果も活用して、立地等環境影響の低減に配慮している事業は迅速に環境影響評価手続きを終了でき、立地に配慮しないなど問題のある事業は丁寧な手続きを要するしくみとなるよう検討します。
- ◆制度見直しの有効性の検証については、制度のブラッシュアップに資するよう、制度詳細設計の検討状況に応じて適宜、仕様書の①~④について推計し、制度詳細設計にフィードバックします。

(2) 制度の詳細設計の方針

詳細設計項目	検討方針	留意点・課題等
1. 環境影響の程度	・想定振り分け指標である騒音、風車の影、鳥類	・国(法)として守るべき
に応じた手続きの	(重要種・渡り)、生態系、景観のうち、特に丁	景観(眺望)とは何か
振り分け指標及び	寧コースが多くなると思われる指標(例. 鳥類	・土地の安定性、水質(濁
指標ごとの判定基	(渡り)や判定基準に不明確な点が残る指標	り)、土地改変量等振り分
準	(例. 景観)に着目して検討。	け指標外の事項の取扱い
	・フォローアップ結果(準備書・評価書の記載内	・地元地方公共団体意見で
	容、厳しい大臣意見との関係等)も勘案し検討。	でてきた事項の取扱い
2.事業影響予測書	・事業影響予測書の目次・記載項目を検討。特に以	・振り分け指標以外の地域
の作成手続き	下の項目は重点的に検討。	情報(現地域概況に相
	✔事業計画の記載項目(事業者の自由度許容)	当)の取扱い
	✔振り分けの為の環境情報(事業者の自由度許容)	・自己判定でアセス終了を
	✔地域(地方公共団体)からの意見・情報	想定する場合の今後の環
	・事業予測書案の手続きの詳細(特に地域コミュニ	境配慮計画、事後調査計
	ケーションの手続きの内容・方法、日数等)	画等の記載必要
3. 立地の再検討手	・立地の再検討結果(影響低減の方針)の作成方法	・アセスの実施方法(現方
続き	(図書の目次、記載項目等)、手続きの詳細(特	法書に相当する内容)の
	に公告・縦覧・説明会、一般意見、知事等意見聴	記載、公表、審査必要
	取、環境大臣及び経産大臣意見発出等の方法、日数	・立地の再検討が不十分な
	等)について、現行アセス手続きを参考に検討。	場合の取扱い
4. 準備書以降の手	・手続きの詳細(特に公告・縦覧・説明会、一般意	・準備書から評価書の過程
続き	見聴取、知事等意見聴取、環境大臣及び経産大臣	での手戻り規定(風車配
	意見発出等の方法、日数等)について、現行アセ	置の大幅変更、立地再検
	ス手続きを参考に検討。	討結果と異なる計画等)

(3) 新制度の有効性検証の方針

有効性検証の項目	検討方針	留意点・課題等
①設計した指標・基	・REPOS*1陸上風力のポテンシャル情報(地上高 90	・建物情報は住居以外を含
準を踏まえた国内	mの平均風速 5.5m/s 以上、100mメッシュ)と	むこと、鳥類関係は 10 km
の導入ポテンシャ	EADAS*2等の GIS 情報を用いて、各指標・判断基準	メッシュのため丁寧コー
ル	ごとに該当する(立地が制約される)メッシュ数を	スが多くなる。
	集計。また、全指標を勘案してポテンシャルメッシ	
	ュにおける3つの手続きコース別の面積を集計。	
②既存の準備書及び	・既存の準備書及び評価書を用いて、簡易基準(既存	・既存事業において丁寧コ
評価書の分析によ	資料ベース)と詳細基準(現地調査結果ベース)に	ースが多くなりすぎない
る各手続きへ振り	よる振り分けを実施。コース別集計、準備書と評価	こと、また厳しい大臣意
分けられる想定割	書の振り分け結果の比較、丁寧コースに振り分けら	見の事業が適切に判定さ
合	れた理由、厳しい大臣意見との関係等を整理。	れていることが重要。
③各手続きに要する	・(2) で設定した各手続き日数の設定と、フォローア	・所用期間の短縮化を目指
想定期間	ップ調査で把握している各手続き段階の所用日数の	す。実績では評価書作成
	実績値を踏まえ、各手続きに要する日数を算定	期間が極めて長期化。
④制度運用に係る行	・行政コストとして、環境大臣、経済産業大臣及び	・知事等意見形成は地方公
政コスト	知事等の意見形成に要する行政担当者及び審査会	共団体により差が大きい
	等専門家の人日数を推計、集計。	可能性大。

- *1:REPOS(リーポス)再生可能エネルギー情報提供システム。環境省が開設、運営するサイト。
- *2: EADAS (イーダス) 環境アセスメントデータベースシステム。環境省が開設、運営するサイト。

2.3 仕様書3.3 環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理の業務内容

(1) 本提案のポイント

◆環境影響評価制度を最適化するために解決が必要な直近及び中長期の制度・運用面における課題としては、「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」において、5. 新制度の枠組みと今後の検討事項として掲げられている項目のうち、2. 2で検討対象となっている新制度の詳細設計以外の部分を主に対象として情報を収集整理します。

「令和 4 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」における新制度の枠組みと今後の検討事項

- ①規模以外の環境影響を考慮した対象事業の範囲の設定、②事業影響予測書(仮称)の作成、
- ③環境影響の程度に応じた環境アセスメント手続きの振り分け、④適切かつ柔軟な環境アセスメント手続き、⑤事後調査の実施と結果の報告、⑥累積的影響を適切に評価するための情報の集約・公表、⑦その他
- このうち②、③、④は2.2の制度の詳細設計対象の為、ここでは①、⑤、⑥、⑦が対象。

(2)情報収集・整理の方針

・令和4年度の検討会報告書に記載された以下の課題(今後の検討事項(ただし上記検討対象のみ)について、以下の方針で情報を収集・整理し、検討を行います。

※下表の検討事項のうち網掛けは中長期の課題、それ以外は直近の課題

本 数 の 検 的 事 気 の プラ M 的 対 () (a	「大別のMB、C40M/NGELLのMB	
令和4年度検討会報告書に おける今後の検討事項	情報の収集・整理方針	留意点等
① 規模以外の環境影響を	○以下の資料から今後の事業の可能性を想定	・制度の実効性の観点
考慮したアセスメント	・再エネ特措法の仕組み(価格動向等)	(捕捉可能性、審査
対象事業の範囲の設定	・実際に導入されている陸上風力の規模の動向	の処理能力等)
・新制度の対象事業の下限	流通する風車の規格の動向	・旧制度の1万kW目安
値の検討	○影響の考え方について、以下の観点を検討	・小規模風力の扱いは
112 - 1504 1	・1基であっても著しい影響の可能性はあるか	課題との指摘有り
	・地域のシンボル的な小規模事業の扱い	7,100
⑤ 事後調査の実施と結果	○2.1の報告書の分析を活用した項目等検討	・予測等の不確実性が
の報告	・陸上風力の報告書の分析(調査項目、手法、	ある場合に限らず、
・事後調査及び報告書の項	結果等、監視項目も含む)	知見が蓄積するまでは
目・内容の検討	・併せて各種報告書作成の手引き等の分析	広く調査が必要(騒
・事後調査結果を集約・分	○洋上風力の動向も踏まえたしくみの検討	音、鳥類、景観等)
析し指標・基準にフィー	・洋上風力におけるモニタリングデータの取扱	・事後調査結果による個
ドバックするしくみ	(環境省の一元的管理や分析等に関するしく	別事業のフォローも重
	み等)の考え方や検討状況の情報収集	要
⑥ 累積的影響を適切に評	○環境影響評価情報支援ネットワークでの図書	・令和 2 年度の検討会
価するための情報の集	公開協力状況の分析	当時との図書公開協
約・公表	・環境省資料に基づく事業種別公開協力状況、	力状況の比較。
・アセス図書を国が一元	風力発電における事業者別協力状況等分析	・図書公開については
的、継続的に集約・公表	○環境アセスメント学会による提言等を踏まえ	アセス法改正検討に
・情報を国が分析し累積的	たアセス図書公開のしくみ検討	おける議論とも連動
影響の予測評価手法の充	・環境アセスメント図書の制度的公開について	・予測のための条件の
実	(提言)(2023年5月)の内容の整理・分析	提供等に係る部分
	・学会関係者等ヒアリング	と、累積的影響の評
	○累積的影響検討に必要な条件、手法等を整理	価に関する手法充実
	・累積的影響を予測している事例の収集、分析	の両面が重要
7. その他	○地球温暖化対策の推進に関する法律の地域脱	・ポジティブゾーニン
・温対法の脱炭素化促進区	炭素化促進区域設定及び脱炭素化事業の認定	グと 30by30 等保護区
域制度との調整	に係る情報の収集・整理	拡大との関係にも留
・地方の再エネ条例等との	・都道府県、市町村での取組状況把握。国が定	意
関係	める基準、都道府県基準と振り分け指標・基	・地域との情報共有を
	準の関係整理	目的とした再エネ条
	○地方の再エネ条例等に係る情報収集・整理	例等との重複運用の
	・自治体 HP 等確認、都道府県等ヒアリング	状況に着目

2.4 仕様書3.4 有識者等へのヒアリングの業務内容

(1) 本提案のポイント

◆制度の詳細設計及び検証、その他解決が必要な直近及び中長期の制度・運用面における課題に係る情報収集整理にあたってのヒアリング対象として、①検討会委員及びオブザーバ、②検討会委員以外の学識経験者、③自治体、④関係業界団体等を予定します。

(2) ヒアリング対象者と選定理由等

1)検討会委員及びオブザーバ

区分	ヒアリング対象者	選定理由・ヒアリング内容等
検討会座長	大塚直	・制度設計・検証及び課題関係全般
	(早稲田大学法学部 教授)	・洋上風力アセス制度、温対法制度にも精通
検討会委員	阿部聖哉	・制度設計、振り分け指標(生態系)
	((一財) 電力中央研究所 副研究参事)	・環境審査顧問会風力部会部会長
	荒井歩	・制度設計、振り分け指標(景観)
	(東京農業大学地域環境学部 教授)	
	片谷教孝	• 制度設計全般
	(桜美林大学リベラルアーツ学群 教授)	・自治体の審査会等の実態にも精通
	勢一智子	・制度設計全般
	(西南学院大学法学部 教授)	・地方の立場、温対法制度にも精通
	関島恒夫	・制度設計、振り分け指標(鳥類)
	(新潟大学農学部 教授)	・環境審査顧問会風力部会顧問
	田中充	・制度設計全般
	(法政大学 名誉教授)	・アセス制度全般、自治体の制度に精通
	錦澤滋雄	・制度設計、地域コミュニケーション
	(東京工業大学環境・社会理工学院 准教授)	・風力の紛争事例、合意形成に精通
	山本貢平	・制度設計、振り分け指標(騒音)
	((一財) 小林理学研究所 理事長)	· 元環境審査顧問会風力部会顧問
オブザーバ	(公財)日本自然保護協会	・自然保護の立場から、風力アセスに精通
		・振り分け指標(生態系)
	(公財) 日本野鳥の会	・鳥類保護の立場から、海外事例にも精通
		・振り分け指標(鳥類)

2) 検討会委員以外の学識経験者

区分	ヒアリング対象者	選定理由・ヒアリング内容等		
図書公開等	環境アセスメント学会	・アセス図書の制度的公開についての提言		
	(図書公開制度の提言に関わった方等)	(現状、制度的課題、公開のあり方等)		
振り分け指	北村亘	・振り分け指標(鳥類)		
標の専門的	(東京都市大学環境学部 准教授)	・風力発電の鳥類影響に精通		
助言	斉藤馨	・振り分け指標(景観)自然公園等景観		
	(東京農業大学地域環境学部 嘱託教授)	に精通、環境審査顧問会風力部会顧問		

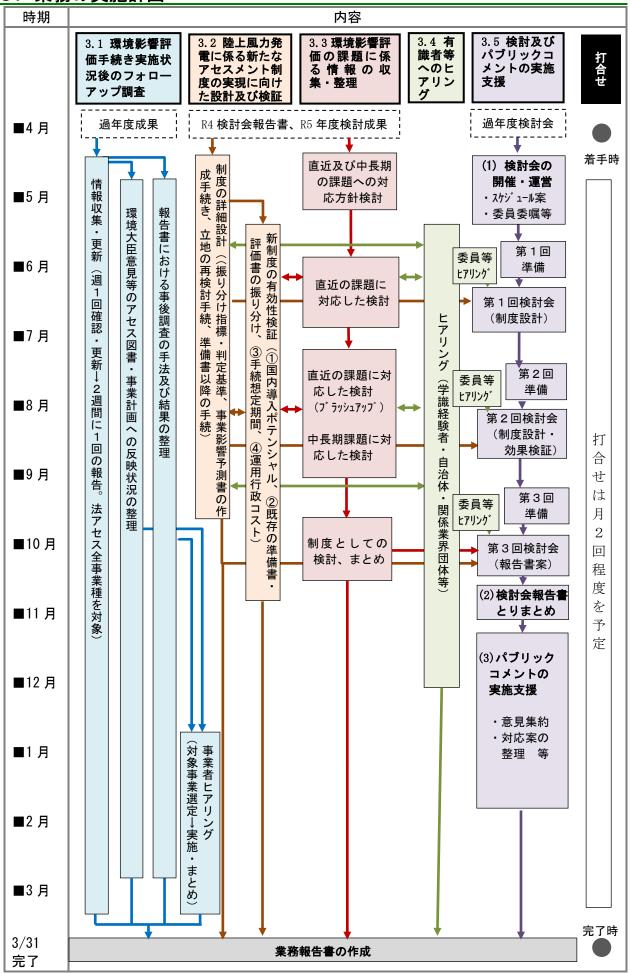
3) 自治体

<u> </u>		
区分	ヒアリング対象者	選定理由・ヒアリング内容等
風力発電が 多く立地す る都道府県 等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、島根県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等(※事業数5件以上の県、R5年度ヒアリング状況を踏まえ選定)	・自治体の立場から制度(特に地域コミュニケーション等)、振り分け指標全般 ・風力発電に係る紛争等の状況 ・温対法の促進区域制度等の状況 ・管内市町村の再エネ条例等の状況 等

4) 関係業界団体等

区分	ヒアリング対象者	選定理由・ヒアリング内容等
事業者団体	(一社) 日本風力発電協会	・陸上風力発電所の動向(立地、規模等)
		・新制度の効果等に関する意見
	※必要に応じ、主要事業者の個別ヒアリングも検討	・業界の自主アセス、図書公開等取組状況
アセス関係	(一社) 日本環境アセスメント協会	・新制度の効果等に関連する情報(所要日
団体		数、アセス技術動向、事業者の意向等)
		・現状の風力アセスにおける課題 等

3. 業務の実施計画



4. 業務の実施体制

- 4.1 執行体制、役割分担等
- ◎執行体制

本業務では、現在履行中の令和5年度環境影響評価制度最適化調査業務等過去の**環境影響評価に関す る各種業務に携わってきた実績豊富な技術者を責任者として配置**し、業務の円滑な履行を実現します。 また、風力発電影響等の技術情報収集の社内バックアップとして、環境調査部門等(動植物調査の専 門スタッフ支援、GIS サポート)や全国の地方事務所の技術者の支援体制を予定いたします。



従事する主たる担当者 (責任者)

葭葉(辻阪) 吟子

技術士(総合技術監理部門、環境部門、建設部門)

3. 1環境影響評価手続き実施後のフォローアップ調査

担当者家倉 凌

技術士 (環境部門)

担当者 日高 **美美** 3. 2陸上風力発電に係る新 たな環境アセスメント制 度の実現に向けた設計 及び検証

担当者

茂木 紀夫 技術士 (環境部門)

担当者 家**倉 凌** 技術士 (環境部門)

担当者

3. 3環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理

担当者家倉 凌

技術士 (環境部門)

担当者

日高 芙美

担当者

西原 美佳 担当者

山口 土筆

3. 4有識者等へのヒアリング 3. 5再生可能エネルギーの 適正な導入に向けた環 境影響評価のあり方に 関する検討及びパブリ

ックコメントの実施 担当者

茂木 紀夫

技術士 (環境部門)

担当者

西原 美佳

担当者

※必要に応じて他の担当者 も参加、支援を予定。

社内バックアップ(本社:鳥類・生態系等に係る知見、GIS サポート、地方:地域における風力発電情報等)

本社:環境調査部門等 地方:東北事務所、中部事務所、大阪事務所、九州事務所、沖縄事務所

◎役割分担

以下の6名を中心に業務を実施する予定です。

●: 主担当者 ○: 担当者 ・: 必要に応じ参加

	配置予定	所属・役職	担当する分担業務の内容 (仕様書の項目)					
	技術者名		全体 統括	3. 1	3. 2	3. 3	3. 4	3. 5
主たる担当者 (責任者)	葭葉(辻阪) 吟子	取締役	•					
	茂木 紀夫	環境計画部・主査			•		•	•
	家倉 凌	環境計画部・主査 環境アセスメント研究センター兼務		0	0	•	•	•
担当者	日髙 芙美	環境計画部・研究員 環境アセスメント研究センター兼務		•		0	•	•
	西原 美佳	環境計画部・研究員				0	0	0
	山口 土筆	環境計画部・研究員			0	0	0	0

4.2 従事者の実績、能力、資格等

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名	葭葉 『	今子 (旧姓: 辻 阪)	生年月日 昭	31 年 4 月 15 日	
 所属・役職	# Exなの 経験年数(うち本業務			る本業務の類似業務の従事年	数)
	取締役	⁶⁶ 2 年(42 年)			
専門分野		野価に関する分野 <u></u>			
			環境一環境保全		
所有資格			環境保全計画 建設環境	・登録番号:第2・登録番号:第2	
刀百貝加		<u>, 同门, 建設 </u>) · 登録番号: 161	
		· <u>···································</u>		<u> </u>	
経歴(職歴)	経歴 (職歴/学位) 昭和 56 年 3 月 京都大学大学院文学研究科心理学専攻 修了 昭和 56 年 4 月 (株) プレック研究所 入社				
所属学会		環境アセスメント学会、計画	可行政学会、都市	市計画学会	
類似業務の領	実績				
業務名<発泡	主者>	業務内容			履行期間
令和4年度 評価制度最		本業務は、環境影響評価制度 告書制度の運用状況、迅速化 分析を行うとともに、令和3	の成果の検証等に	について必要な情報収集・	令和4年6月 ~
業務<環境省	i >	速に検討・結論を得ることとえた効果的・効率的な風力ア	セスの制度の検討	討を行ったものである。	令和5年3月
令和3年度 等の環境影響	響評価制	本業務では、令和2年度に引き 大臣主宰の下で開催された「再 タスクフォース」において取り	生可能エネルギー	-等に関する規制等の総点検	令和3年4月 ~
世に関する調査確封			令和4年3月		
令和3年度		本業務は、環境影響評価制度全況、環境アセスメントの具体的			令和3年4月
	評価制度最適化調査 業務<環境省> の大臣意見等のフォローアップ、その他制度の運用状況等について、必要な 情報収集・整理・分析を行い、課題の把握を行ったものである。			~ 令和4年3月	
令和2年度風力発電 等の環境影響評価制		本業務では、脱炭素社会の実 続可能な社会を構築するため ついて、令和2年12月1日	の適切かつ合理 こ内閣府特命担当	目的な環境影響評価手続に 当大臣主宰の元で開催され	令和2年12月
度に関する調査検討委託業務<環境省>		た「再生可能エネルギー等に おいて取り上げられた環境影 件見直し及び、これに伴う必 ものである。	響評価法対象と	なる風力発電所の規模要	~ 令和3年3月
令和 2 年度 評価制度最 業務<環境省	適化調査	本業務は、環境影響評価制度全響評価法改正により創設された「規制改革実施計画」に位置づいの成果の検証等について、必要る。また、前回の環境影響評価運用状況の確認を行い、課題の	報告書制度の運用 すられた環境アセ な情報収集・整理 法改正から 9 年を	用状況、平成 28 年 6 月の スメントの具体的な迅速化 型・分析等を行ったものであ と経過しているため、制度の	令和2年4月 ~ 令和3年3月
平成 31 年度 評価制度高 業務 <環境省>		連用状況の確認を行い、課題の本業務は、環境影響評価制度全評価法改正により創設された報制改革実施計画」に位置付けらままの検証等について、必要な情	体の高度化を図る 告書制度の運用状 れた環境アセスメ	るため、平成 23 年環境影響 犬況、平成 28 年 6 月の「規 ントの具体的な迅速化の成	平成31年4月 ~ 令和2年3月
平成 30 年度 評価制度高 業務 <環境省>		本業務は、環境影響評価制度全性年の環境影響評価法改正により年6月の「規制改革実施計画」的な迅速化の成果の検証、大規でセス手続き後のフォローアッ等を行ったものである。	本の高度化を図る 創設された報告書 に位置づけられ 模災害時における	ことを目的として、平成 23 書制度の運用状況、平成 28 た環境アセスメントの具体 る環境影響評価の実施状況、	平成30年6月 ~ 平成31年3月

類似業務の実績				
業務名<発注者>	業務内容	履行期間		
平成 29 年度諸外国の 環境影響評価制度等 調査業務 <環境省>	本業務は、我が国における環境影響評価制度の効果的な運用と改善のため、北米2カ国、欧州5カ国及びEU等を対象に、SEAの状況、風力アセスの制度、太陽光発電に係るアセスの制度、気候変動への対応、nontechnicalペーパー関連情報、最新のガイドライン策定状況等について、既存資料調査及び訪問によるヒアリングにより把握、整理を行ったものである。	平成 29 年 9 月 ~ 平成 30 年 3 月		
風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施等における環境影響実態把握) < 民間、元発注 NEDO>	本業務は、環境アセスメントの迅速化を推進するうえでの、調査・予測・評価手法の重点化・簡略化の考え方について知見を得るため、既設及び工事中の風力発電施設において、鳥類、騒音・低周波音、景観、工事中の大気環境を対象として、事業規模や立地特性等に応じ、実際にどのような環境影響が生じているかの実態を把握し、建設前の状況との比較検討を行ったものであり、鳥類及び景観の現場の実態調査を行うとともに、共同実施者として景観に関する評価実験及びその結果の解析を担当した。	平成 28 年 8 月 ~ 平成 30 年 2 月		
平成 28 年度環境影響評価関係総合調査業務 <環境省>	本業務は、環境影響評価制度のより適切かつ効果的な整備・運用を図るため、 平成23 年度に公布された環境影響評価法改正及び同改正時の国会附帯決議、風力発電所の法対象事業追加、大規模災害時における環境影響評価、海洋における環境影響評価といった最近の動向を踏まえ、必要な情報収集・整理・分析等を行ったものである。	平成 28 年 7 月 ~ 平成 29 年 3 月		
平成 27 年度環境影響 評価関係総合調査業 務 <環境省>	本業務は、環境影響評価制度のより適切かつ効果的な整備・運用を図るため、 平成23 年度に公布された環境影響評価法改正及び同改正時の国会附帯決 議、風力発電所の法対象事業追加、放射性物質に係る適用除外規定の削除、 大規模災害時における環境影響評価といった最近の動向を踏まえ、必要な情 報収集・整理・分析等を行ったものである。	平成 27 年 9 月 ~ 平成 28 年 3 月		
平成 26 年度環境影響評価法対象事業等基礎情報調査業務	環境影響評価法の対象となる事業については、環境影響評価法施行令において規定されているが、平成24年10月に風力発電所が追加されたように、社会の情勢の変化や技術の進展などにより、適宜見直しが行われている。本業務は、今後国内において実施が見込まれる事業などであって、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがありうる事業の有無等について、その事業内容や環境への影響の程度等の調査を行ったものである。	平成 26 年 10 月 ~ 平成 27 年 3 月		

主な手持ち業務の状況(令和6年2月20日現在 4件)				
業務名<発注者>	業務内容	履行期間		
5-6 生物多様性地域戦略策定支援業務委託 <茨城県つくば市>	本業務は、生物多様性にかかる必要な調査、課題の把握、情報のとりまとめ、施策の方向性の検討等を実施し、実効性の高い物多様性地域戦略を策定するもの。	令和5年4月 ~ 令和7年3月		
(仮称)国分寺市地球温暖化防止 行動計画(市域版)等策定支援業 務委託 <東京都国分寺市>	本業務は、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた削減目標を定め,脱炭素社会実現に向けた取組を推進するため「(仮称) 国分寺市地球温暖化防止行動計画(市域版)」及び第五次市役所版計画の策定するもの。	令和4年9月 ~ 令和6年3月		
令和5年度環境影響評価制度最 適化調査業務 〈環境省〉	本業務は、環境影響評価制度全体の最適化を図るため、環境 影響評価報告書制度の運用状況等について必要な情報収集・ 分析を行うとともに、学識経験者等へのヒアリングを実施 し、資料をとりまとめる。さらに、陸上風力発電に係る新た な環境アセスメント制度の実現に向けた制度の詳細設計、有 効性の検証等を行うもの。	令和5年4月 ~ 令和6年3月		
2023 年度 国際園芸博覧会に係 る環境影響評価支援業務委託 <(一社)2027年国際園芸博 覧会協会>	本業務は、横浜市環境影響評価条例に基づく国際園芸博覧会 に係る環境影響評価準備書の手続支援を行うとともに、環境 影響評価書案の作成等を行うもの。	令和5年7月 ~ 令和6年3月		

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野
【担当者】 ^{もてぎ} のりお 茂木 紀夫	環境計画部門 環境計画部・主査 <類似業務実績>(環境省) ・令和5年度環境影響評価最適化調査業務(※履行中) <保有資格> ・技術士(部門:環境 分野:自然環境保全)	環境影響評価に関する分野
【担当者】 *< ⁽⁵ りょう 家倉 凌	環境計画部門 環境計画部・主査 環境アセスメント研究センター兼務 <類似業務実績>(環境省) ・令和5年度環境影響評価最適化調査業務(※履行中) ・令和4年度環境影響評価最適化調査業務 ・令和3年度環境影響評価制度最適化調査業務 ・令和2年度風力発電等の環境影響評価制度に関する調査検討委託業務 ・平成31年度環境影響評価制度高度化調査業務 ・平成30年度環境影響評価制度高度化調査業務 ・平成30年度環境影響評価制度高度化調査業務 く類似業務実績>(自治体) ・あいちミティゲーションにおけるマッチングの定量評価等調査検討(愛知県) <保有資格> ・技術士(部門:環境 分野:自然環境保全) ・樹木医補	環境影響評価に関する分野
【担当者】 Oth sigh 日高 芙美	環境計画部門 環境計画部・研究員 環境アセスメント研究センター兼務 <類似業務実績> ・令和5年度環境影響評価最適化調査業務(※履行中) ・令和4年度環境影響評価最適化調査業務(環境省) ・令和4年度小笠原航空路環境調査委託(東京都) ・令和3年度風力発電等の環境影響評価制度に関する調査検討業務(環境省) ・令和3年度環境影響評価制度最適化調査業務(環境省) ・令和3年度小笠原航空路環境調査委託(東京都) <保有資格> ・該当なし	環境影響評価に関する分野
【担当者】 ELIES Ann 西原 美佳	環境計画部門 環境計画部・研究員 <類似業務実績>(環境省) ・令和4年度環境影響評価最適化調査業務 <保有資格> ・該当なし	環境影響評価に関する分野
【担当者】 ***(** つくし 山口 土筆	環境計画部門 環境計画部・研究員 <類似業務実績>(環境省) ・令和5年度環境影響評価最適化調査業務(※履行中) <保有資格> ・該当なし	環境影響 評価に関 する分野

5. 組織の実績(類似業務の実績) 5件

〇: 小丘小式 07 万个小5	(対	
業務名	令和4年度環境影響評価最適化調査業務	令和3年度風力発電等の環境影響評価制度に 関する調査検討業務
発注機関	環境省	環境省
(名称、所在地)	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
(受託者名)	株式会社プレック研究所	株式会社プレック研究所
(受託形態) 履行期間	元請	元請
	令和4年6月16日~令和5年3月31日	令和 3 年 4 月 23 日~令和 4 年 3 月 31 日
業務の概要	本業務は、環境影響評価制度全体の最適化を	本業務では、令和2年度に引き続き、脱炭素社
	図るため、環境影響評価報告書制度の運用状	会の実現に向けた社会や技術の変化を踏まえ、
	況、環境影響評価の具体的な迅速化の成果の検	持続可能な社会を構築するための適切かつ合
	<u> 証等について必要な情報収集・分析等</u> を行っ	理的な環境影響評価手続のあり方について、令
	た。また、令和3年6月「規制改革実施計画」	和2年12月1日に内閣府特命担当大臣主宰の下
	にて求められた <u>立地に応じた地域の環境特性</u>	で開催された「再生可能エネルギー等に関する
	を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価制度	規制等の総点検タスクフォース」において取り
	<u>のあり方</u> について迅速に検討・結論を得るため	上げられた環境影響評価法の対象となる風力
	の支援を行った。また、前回の環境影響評価法	発電所の規模要件見直し及び手続の迅速化、太
	改正からこれまでの <u>制度の運用状況の確認を</u>	<u>陽光発電のスコーピング機能の強化等</u> につい
	<u>行い、課題の把握等に努めた</u> ものである。	ての調査・検討を行った。
技術的特徴	・環境影響評価法に基づく手続が実施されて	・風力発電の規模要件等について「令和2年
	いる風力発電施設を対象として「令和3年	度再生可能エネルギーの適正な導入に向け
	度環境影響評価制度最適化調査業務」等の	た環境影響評価のあり方に関する検討会」
	既往の調査の成果も踏まえ、風力発電施設	が示した報告書において、継続して検討す
	に係る環境影響評価手続の一層の迅速化の	る課題となった
	ため、文献調査及び都道府県及び風力発電	①「継続して検討する課題」の論点整理
	事業者へのヒアリング (3団体) 等を通じ	②「継続して検討する課題」に関連する情
	て情報収集を行い、迅速化の支障要因等に	報整理
	ついて分析・とりまとめを行った。	について調査・検討した。
	・手続き中の法アセス対象事業について、事業	・また、風力発電の規模要件引き上げに係る
	の進捗状況や環境大臣意見等の環境影響評	パブリックコメントの対応支援を行った。
	価図書及び事業計画への反映状況等につい	・太陽光発電の環境影響評価の実施にあたり、
	て、文献調査、事業者ヒアリング等のフォロ	事業特性・地域特性に応じたメリハリある
	ーアップ調査を実施した。	環境影響評価の項目の選定や、調査・予測及
	・「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導	び評価の手法の選定(いわゆるスコーピン
	入に向けた環境影響評価のあり方に関する	グ)の促進に資するよう、立地別に想定され
	検討会」を設置し、2回の会議開催支援を行	る環境影響の整理、環境影響評価の合理化
	った。具体的には、会場準備、Web配信、会	ためのガイドライン (案) の作成に向けた調
	議資料の作成支援、議事録作成等を行った。	査・検討を行うとともに、パブリックコメン
	・立地に応じた地域の環境特性を踏まえた効	ト対応支援を行った。
	果的・効率的な環境影響評価制度のあり方	・なお、業務の遂行に際しては、有識者等へヒ
	について検討するため、陸上風力発電をと	アリングを行い、意見を聴取しつつ調査・検
	りまく社会的状況、風力発電事業の特殊性	討を行った。
	等の観点から必要な情報の収集・整理を行	・上記のヒアリングの他、学識経験者等で構成
	い、収集された情報や、関係者へのヒアリン	された「太陽電池発電所に係る環境影響評
	グ結果を元に、「より幅広なスクリーニング	価の合理化に関する検討会」、「令和3年度
	の導入」及び「簡易かつ効果的なアセスメン	再生可能エネルギーの適正な導入に向けた
	ト手続き」に係る制度案及びその運用方針	環境影響評価のあり方に関する検討会」、
	案の検討を行った。特にスクリーニング基	「再生可能エネルギーの導入促進と地域と
	準案については、様々な条件設定について事	の共生に関する意見交換会」(以下、検討会
	例等を用いたシミュレーションを行った。	という)の開催支援を行った。
主たる担当者の		
従事の有無	有	有

	Г	Г	<u> </u>
業務名	令和3年度環境影響評価制度 最適化調査業務	令和2年度環境影響評価制度 最適化調査業務	令和2年度風力発電等の環境 影響評価制度に関する調査検 討委託業務
☆◇ ントー トイトイシ 日日	一一本小	1年144人か	7.7-1777
発注機関	環境省	環境省	環境省
(名称、所在地)	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
(受託者名)	株式会社プレック研究所	株式会社プレック研究所	株式会社プレック研究所
(受託形態)	下請	元請	下請
履行期間	令和3年4月5日~	令和2年4月1日~	令和 2 年 12 月 25 日~
	令和4年3月31日	令和3年3月31日	令和3年3月31日
業務の概要	本業務は、環境影響評価制度	本業務は、環境影響評価制度	本業務では、持続可能な社会
	全体の最適化を図るため、報告	全体の最適化を図るため、平成	を構築するための適切かつ合
	書制度の運用状況、環境アセス	23 年の環境影響評価法改正に	理的な環境影響評価手続のあ
	メントの具体的な迅速化の成	より創設された報告書制度の	り方について、内閣府特命担当
	果の検証、アセス手続き実施後	運用状況や、環境アセスメント	大臣主宰の下で開催された「再
	の大臣意見等のフォローアッ	の具体的な迅速化の成果の検	生可能エネルギー等に関する
	プ等について、必要な情報収 のである。	証等について <u>必要な情報収集・</u>	規制等の総点検タスクフォー
	集・整理・分析を行い、課題の	整理・分析等を行ったものであ	ス」において取り上げられた環
	把握を行ったものである。ま	る。また、前回の環境影響評価	境影響評価法の対象となる風
	た、前回の環境影響評価法改正	法改正から9年を経過している	力発電所の規模要件見直し及
	から制度の運用状況の確認を	ため、制度の運用状況の確認を	び、これに伴う必要な措置等に
	行い、課題の把握等に努めた。	行い、課題の把握等に努めた。	ついての調査・検討を行った。
技術的特徴	・風力発電所等の設置計画に	・風力発電所等の設置計画に	・風力発電の規模要件につい
	係るアセス手続きついて情	係るアセス手続きや、手続き 中の法アセス対象事業につ	ては、過年度にも様々な検 討がされたが、必要なデー
	報更新及び、迅速化の達成状	いて、事業の進捗状況や環境	タの不足等が課題となり、
	況について事業者へのヒア	大臣意見等の環境影響評価	見直しには至らなかった。
	リング等による情報の整理・	図書及び事業計画への反映	当時の検討から変化した状
	分析を行った。特にアセス手	状況、事後調査報告書の事例	況等を踏まえ、「再生可能
	続きが長期化している要因	が適切に実施されているか	エネルギー等に関する規制
	については、仮設の立案・検	どうか等について、文献調	等の総点検タスクフォー
	証を行った。また、GISデー	査、事業者ヒアリング等の情	ス」において取り上げられ
	タを用いて、風力発電に関す	報の整理・更新、フォローア ップ調査を実施した。また、	迅速に措置することを求め られている課題に関して、
	る情報整理図の更新を 2 回	GISデータを用いて、風力発	必要なデータの収集、調
	実施した。	電に関する情報整理図の更	直 では、
	・手続き中の法アセス対象事業	新を行った。	・太陽光発電の環境影響評価
	について、事業の進捗状況や	・アセス法における参考項目	の実施にあたり、立地別に
	環境大臣意見等の環境影響評	別に大臣意見及び知事意見	想定される環境影響の整
	価図書及び事業計画への反映	の特徴を分析した。	理、環境影響評価の合理化
	状況等について、文献調査、事	・諸外国の風力発電事業のア	ためのガイドライン(仮称)
	業者ヒアリング等のフォロー	セス対象規模要件につい	の作成に向けた骨子案の作成を行った。
	アップ調査を実施した。	て、平成30年度に整理され	・風力発電に係る環境影響及
	・環境省環境影響評価課と経	た情報の再確認および更新	び環境保全措置ついてヒア
	済産業省電力安全課が設置	を目的として、西欧諸国を	リング対象を選定し、第 1
		中心に情報収集を行った。	回「令和2年度再生可能工
	する「再生可能エネルギーの	・ 令和 3 年 3 月 2 日に閣議決	ネルギーの適正な導入に向
	環境影響評価制度における	でかれる中 3月2日に閣議伏 定された「地球温暖化対策	けた環境影響評価のあり方
	対象事業の運用に関する検		に関する検討会」にオブザ
	討会(以下、検討会という)」	の推進に関する法律の一部	ーバーとして参画いただき、意見を聴取した。
	について、開催支援を行っ	を改正する法律案」(温対	・上記の他、3 回の検討会の開
	た。検討会開催後には、パブ	法)に関して、環境影響評価	催にあたって、それぞれの
	リックコメントに付すため	課が実施する自治体向けの	資料作成支援を行うととも
	の資料(「環境影響評価にお	説明会の開催支援を行っ	に、検討会での議論を踏ま
	ける事業の一連性の考え方	た。	え、検討会報告書をとりま
	について」) のとりまとめ支		とめた。
	援を行った。		
主たる担当者の	有	有	有
従事の有無	1,	1,4	1.4

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

認証の有無: 有

認証の名称:エコアクション21 (認証期間:令和5年5月9日~令和7年5月8日)

(経営における主たる事業所(本社)において取得)



認証・登録証

認証·登録番号 0006955

認証・登録事業者 株式会社プレック研究所

東京都千代田区麹町3丁目7番地6

事業活動 環境調査・アセスメント業務、環境共生計画・環境設計業務、

政策立案・行政計画業務、システム開発業務

対 象 事 業 所 本社、横浜事務所、東北事務所、三陸復興事務所、中部事務所、

大阪事務所、九州事務所、沖縄事務所、生態研究センター小笠原研究所、

奈良事務所

認証·登録日 2011年5月9日

更新・登録日 2023年5月9日

有 効 期 限 2025年5月8日

上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2017年版」(環境省)の 要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構 區

理事長 森本英



7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無: 有

認定等の名称:女性活躍推進法に基づくえるぼし認定(認定段階:3) (計画期間:令和4年11月1日~令和9年10月31日)

基準適合一般事業主認定通知書

平成30年1月19日

株式会社プレック研究所 代表取締役社長 杉尾 大地 殿

平成29年11月21日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
0	0	0	0	0

東京労働局長

様式第2号(次世代則第一条の二及び第二条

次世代法·女性活躍推進法 一体型

令和 (上年/0月20日

並びに女活省令第一条及び第五条関係) (第一面)

(A4)

一般事業主行動計画策定・変更届

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)

一般事業主の氏名又は名称 株式会社 プレック研究所

届出年月日

(ふりがな)

(法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役社長 杉尾 大地

主たる事業 建設コンサルタント

〒102-0083

東京都千代田区麹町 3-7-6

電 話 番 号 03-5226-1101

一般事業主行動計画を (策定) 変更) したので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第1項 又は第4項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の 規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

1. 常時雇用する労働者の数 男性労働者の数

107 人(うち有期契約労働者

9人)

71 人 36 人

2. 一般事業主行動計画を (策定)変更) した日

令和 4 年 10 月 14 日

- 3. 変更した場合の変更内容
 - 一般事業主行動計画の計画期間

女性労働者の数

- ② 目標又は次世代育成支援対策・女性活躍推進対策の内容(既に都道府県労働局長に届け 出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
- その他
- 4. 一般事業主行動計画の計画期間 令和 4年 11月1日 ~ 令和 9年10月31日
- 5. 規定整備の状況
 - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度
 - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度((有)無)
- (有)無)
- 6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日

令和 4 年 10 月 14 日

- 7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用(自社のホームページ/女性祗躍・両立支援総合サイト(両立支 援のひろば、女性の活躍推進企業データベース) / その他(
 - ② その他の公表方法

8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法

- ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
- ② 書面の交付
- ③ 電子メールの送信
 - その他の周知方法

社内 HP



- 9. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
 - ① インターネットの利用(女性の液躍推進企業データベース/自社のホームページ/その

② その他の公表方法

)

10. 次世代育成支援対策推進法第 13条に基づく認定 (くるみん認定) の申請をする予定

(有・無・(未定)

11. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の2に基づく特例認定(プラチナくるみん認定) (有・無・(未定) 申請をする予定

8. 企業等の賃上げの実施

8. 1 事業年度(又は暦年)における賃上げの実施

賃金引上げ計画を表明しているか:表明している。

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの当社事業年度)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすること従業員と合意したことを表明いたします。

令和6年 2-月 19日 株式会社プレック研究所 東京千代田区麹町三丁目7番地6 代表取締役社長 杉尾 大地

上記の内容について、我々従業員は、令和6年 之 月/6日に、社内の会議時に口頭で、代表者より表明を受けました。

令和6年 2 月/6日 株式会社プレック研究所 従業員代表 給与又は経理担当者

氏名 國府田 智氏名 前多 宏樹

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

様式 ID:【HOA112】(Ver. 4. 0) 確認コード:7900-9140-2177 受付番号:20230522104618977418 受付日時:2023/05/22 10:46:18 電子申告済 務署受付 01101 税()印 麹町 日 01101 青色申告 - 連 番 号 税務署長殿 通算グループ 整理番号 整理番号 東京都千代田区麹町3丁目7番地6 納税地 通算親法人整理 番号 事業年度(至)) 5226 -カブシキガイシャ プレックケンキュウショ 法人区分 売上金額 事業種目環境に関する調査業 法人名 株式会社 プレック研究所 R現在の資本金の 95,000,000円 以は出資金の額 95,000,000円非中小法/ 申告年月日 5 0 1 0 0 0 1 0 8 1 7 8 5 通信日付印 確認 庁指定 局指定 同個社 非国族会 同非区分 (フリガナ) スギオ ダイチ 旧納税地及び 旧法 人 名 等 代表者 杉尾 大地 告 X 分 代表者 東京都港区芝浦4丁目21番1-1217号 伸 咖食 伸 修道 1 日 事業年度分の法人税確定 申告書 令和 4 年 4 月 適用額明細書 提出の有無 (1) (無) 課税事業年度分の地方法人税確定 申告書 税理士法第30条 の書面提出有 例理士法第33条 の2の書面提出有 (省) 令和 5 年 3 月 3 1 B (中間申告の場合の計算期間 H) 所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」) 控所得税の額 8 5 7 9 6 0 6 9 1 3 0 3 (別表六(一)「6の③」) 长 人 税 (52) + (53) + (54) 除 1 9 2 4 8 6 7 2 税 外 国 税 額 (別表六(二)「24」) (52) + (53) + (54) 法人税額の特別控除額 3 8 4 9 7 3 4 額 計 (16) + (17) 1 3 0 3 18 の 控除した金額(12) 1 3 0 3 31 (12) 控除しきれなかった金額 (18) - (19) 0 0 0 0 20 介四 所得税額等の還付金額 (20) į. 留課税留保金額7 0 0 0 保 同上に対する税額 金 (別表三(一) [8]) 以後終 よ金 欠損金の縄戻しに 0 0 よる還付請求税額 法 法 人 税 額 計(2)-(3)+(4)+(6)+(8) 989 計 (21) + (22) + (23) この申告前の所得金額 (59) この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64) の 控 除 税 額 1 3 0 3 計 差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12) 0 1 5 3 9 7 6 0 0 欠損金又は災害損失金等の当期控除者 7 5 7 5 7 0 0 中間申告分の法人税額 14 差引確定 (中国中告の場合はその) (括) (14) 場合は、マイナスの (15) (14) 場合は、(22)へ記入 課税 (15) (16) 表別 (15) (16) 表別 (15) (16) 表別 (15) (16) 表別 (16) 表別 (16) 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 7 8 2 1 9 0 0 (別表七(一)「5の合計」) (15) — (14) 場合は、(22)~足入 課稅 所物の確認が支払人物 市 別数かに付款がでは、 長の人規 対する(3) と 計 課 稅 標準法人稅 額 (2) と 計 課 稅 標準法人稅 額 (2) こ還 外国税額の還付金額 の (79) 申付 中 間 納 付 額 占 (40) - (39) 1 5 3 9 8 9 3 8 **20** 43 * 8h* (42) + (43) 1 5 3 9 8 0 0 0 る額 申地方法人税額 こ申 こ 所得の金額に 対する法人税額 45 1 5 8 5 9 9 4 の告 の 3 9 0 法人税額 45 (信) 申 課税留保金額に 告 前 の (69) 47 (69) 47 書 税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14の計」 に 課税留保金額に係る地方法人税額 0 0 0 (58) から の (69) 修場 この申告により納付 正合 すべき地方法人税額 48 る 所得地方法人税額 (32) + (33) + (34) 1 5 8 5 9 9 4 0 0 | (32) + (33) + (34) | (32) | (32) | (33) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) 8 9 8 1 5 0 0 決算確定の日 還付を受ける金融機 郵便局名等 税 (((89-88)-637)と170つうち少な 金剛 差引地方法人税額 (35)-(36)-(37)-(38) 本店·支店 金庫·組合 出 張 所 本所·支所 預金 1 5 8 5 9 0 0 の は機 日座 番号 ※粉 7 8 0 3 0 0 計 中間申告分の地方法人税額 40 差引確定(中間申告の場合はその 地が法人税額(税額とし、マイナスの (39) - (40) 場合は (43) へおよ 8 0 5 6 0 0 ※税務署処理欄 理 この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。 (□ 加算税) \pm 税理士 川本典行 署